

建設機械施工の自動化・自律化協議会

設置規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「建設機械施工の自動化・自律化協議会」(以下、「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、建設機械施工の自動化・自律化技術について、分野横断的な体制の下、現場状況を踏まえた適切な安全対策や関連基準の整備等により開発及び普及を加速化させ、飛躍的な生産性向上と働き方改革の実現を目的とする。

(活動)

第3条 本会は、目的を達するために次の活動を行う。

- (1) 建設機械施工の自動化・自律化技術について、開発及び普及を加速化するための安全対策及び関連基準の整備に係る検討
- (2) 建設機械施工の自動化・自律化技術について、開発及び普及を加速化するための上記以外の検討
- (3) その他、協議会で必要と定める事項

(事務局)

第4条 本会の庶務は、国土交通省大臣官房技術調査課が事務局として行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、会長が適当と認める者を事務局が委嘱する。

- 2 会員の任期は2年を超えない範囲で事務局が定める。
- 3 会員は、本会の会議に出席し、本規約第3条で定める活動を行うことができる。
- 4 会員は、あらかじめ事務局に届け出た上で、本会の会議に代理人を出席させることができる。

(会長)

第6条 本会に、会長を1名置く。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、国土交通省大臣官房審議官が務める。
- 4 会長は、必要が生じた場合、会員の中から臨時で代理を指名することができる。

(オブザーバ)

第7条 本会は、その活動を円滑に推進するため、いずれかの会員の推薦によりオブザーバを置くことができる。

(謝金等)

第8条 会員への謝金及び旅費は、事務局により「謝金の標準支払基準」及び「国家公務員等の旅費に関する法律」で定める金額が支払われる。

第3章 会議等

(会議)

第9条 本会の会議は、会長の了解を得て事務局により召集される。

2 本会の会議は会員数 3 分の 2 以上の参加で成立し、原則として参加者の過半数以上の賛同をもって審議内容を可決する。

(ワーキンググループ)

第10条 本会は、その目的を達成するために必要な取組みを検討及び推進するためのワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、有志の会員ならびに会員の推薦を受けた者から構成され、会長がこれを認める。

第4章 その他

(規約の変更)

第11条 本会の規約は、会員の過半数の賛同をもって変更することができる。

(本会会議資料等の公開)

第12条 本会に係る資料等は、会員の確認を得た上で、公表することができる。

(守秘義務)

第13条 会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員のノウハウや技術情報等を、本会事務局の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。

2 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

1 本規約の施行に当たっては、会員への意見照会を事前に行う。

2 本規約は、令和4年3月14日より施行する。

附 則

1 本規約は、令和5年4月3日より施行する。

2 本規約は、令和6年9月27日より施行する。